三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
株式会社大佐和自動車教習所
2　主たる事務所の所在地
千葉県富津市千種新田八十八番地
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
株式会社大佐和自動車教習所
2　主たる事務所の所在地
千葉県富津市千種新田八十八番地
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百七十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年四月十一日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習

○国土交通省告示第四百七十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年四月十一日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会
2　主たる事務所の所在地
愛知県名古屋市中村区椿町二十番十五号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第四百七十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年四月十一日に次のとおり認定したので、第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
株式会社東洋モータースクール
2　主たる事務所の所在地
千葉県八千代市村上六百五十四―一
3　講習の種類
一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
株式会社東洋モータースクール
2　主たる事務所の所在地
千葉県八千代市村上六百五十四―一
3　講習の種類
一般講習

○海上保安庁告示第百一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年四月三十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三二度東経一三三度五〇分、北緯三一度三五分東経一三三度五〇分、北緯三一度三五分東経一三四度一五分、北緯三二度東経一三四度一五分の各点で囲まれる海域